

# 安全管理規程

(内航海運業者用)

令和4年4月1日

対州海運株式会社

## 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理等
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全社員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶（自社船、定期傭船、運航委託等を含む。）による貨物の運送事業（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「安全マネジメント態勢」とは、経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態をいう。
- (2)「経営トップ」とは、事業者において最高位で指揮し、管理する個人及びグループをいう。
- (3)「安全方針」とは、経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性をいう。
- (4)「安全重点施策」とは、安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策をいう。
- (5)「安全統括管理者」とは、経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
- (6)「運航管理者」とは、内航海運業法に基づく法令以外の法令に定める船長及び船舶所有者等の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者をいう。
- (7)「運航管理補助者」とは、運航管理者の職務を補佐する者をいう。
- (8)「運航管理者代行」とは、運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者をいう。
- (9)「船舶所有者等」とは、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人をいう。
- (10)「運航計画」とは、起終点、寄港地、航行経路、航海速力等に関する計画をいう。
- (11)「配船計画」とは、運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠等に関する計画をいう。
- (12)「配乗計画」とは、乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画をいう。
- (13)「発航」とは、現在の停泊場所を解纜して次の目的港への航海を開始することをいう。
- (14)「港内」とは、港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）をいう。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
- (15)「入港」とは、港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航することをいう。
- (16)「運航」とは、発航、速力基準による航行の継続入港(着岸)を行うことをいう。

- (17)「反転」とは、目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すことをいう。
- (18)「気象・海象」とは、風速(10 分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)をいう。
- (19)「船舶上」とは、船舶の舷側より内側をいう。ただし、舷底、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
- (20)「陸上」とは、船舶上以外の場所をいう。ただし陸上施設の区域内に限る。
- (21)「危険物」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物をいう。
- (22)「陸上施設」とは、岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋等貨物の積み卸しの用に供する施設をいう。

#### (運航基準及び事故処理基準)

第 3 条 この規程の実施を図るため、運航基準及び事故処理基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

### 第 2 章 経営トップの責務

#### (経営トップの主体的関与)

第 4 条 船舶による輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

#### (経営トップの責務)

第 5 条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

#### (安全方針)

第 6 条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確にした安全方針を策定し、当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- |         |         |     |
|---------|---------|-----|
| (1) 本 社 | 安全統括管理者 | 1 人 |
|         | 運航管理者   | 1 人 |
|         | 運航管理補助者 | 若干人 |
| (2) 営業所 | 運航管理補助者 | 若干人 |

2 1人の運航管理者の責任及び指揮命令系統を明確にするため、運航管理者の序列を定め、又は分担を明らかにする「運航管理者分担表」を定める。

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、内航海運業法施行規則第13条の2各号のいずれにも該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて内航海運業法施行規則第13条の3各号のいずれにも該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第 13 条 運航管理者は、本社（主たる営業所を含む。以下同じ。）の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は 2 人以上の者を順位を付して指名することができる。

## 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

### （安全統括管理者の勤務体制）

第 14 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

### （運航管理者の勤務体制）

第 15 条 運航管理者は、船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

### （運航管理補助者の勤務体制）

第 16 条 運航管理補助者は、管理又は分担している船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡し、運航管理者又は別の運航管理補助者が職務を執らなければならない。

## 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

### （安全統括管理者の職務及び権限）

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

### （運航管理者の職務及び権限）

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船舶所有者等及び船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長及び船舶所有者等の職務及び権限を

侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 19 条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行するものとする。

## 第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 20 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは必要に応じ船舶所有者等及び船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 21 条 運航管理者は、当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。

2 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。

(1) 使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等

(2) 乗組員の適切な労働時間

3 運航管理者は、前項第 2 号について、船舶所有者等を通じて確認しなければならない。

4 運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。

(配乗計画の作成及び改定)

第 22 条 船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員の乗り組み及び航海当直体制の維持等に関する安全性の確保、乗組員の適切な労働時間等を考慮のうえ、検討するものとする。

2 運航管理者は、作成又は改訂された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言しなければならない。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 船舶、陸上施設、港湾の状況、航行経路等が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議に

より必要があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

- (1) 運航管理者が、船舶所有者等から乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の臨時変更の必要があるとして意見を受けた場合
- (2) 運航管理者が、作成又は改訂された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認め、船舶所有者等に対して配乗計画を臨時変更するよう助言した場合

## 第9章 運航の可否判断

### (運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 7 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

### (運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

### (経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航を中止するおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨

の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 27 条 運航管理者は、運航管理者と船長の協議に基づき船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

第 28 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 29 条 運航管理者は、(海運代理店業者等を活用して)次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 船舶の動静
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船舶所有者等の措置)

第 30 条 船舶所有者等は、水路通報、海図に関する情報を船長に連絡するものとする。

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には(海運代理店業者等を活用して)必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え、出港するとき
- (2) 運航基準に定められた通常連絡を行うとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

## 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客及び乗務員等の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令に定めるところによる。

(コンテナ、車両等の固縛)

第 33 条 コンテナ及び車両等の固縛に関しては、別途定める「作業基準」に基づいて行わ

なければならない。

(発航前点検)

第 34 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第 35 条 船長は、乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内点検員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内点検員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告するものとする。尚、特別措置の対象となる危険物を閉囲された車両甲板に積載した場合には、4 時間に 1 回以上の頻度で巡視点検し、合せて船橋での監視カメラによる監視も行う。

(飲酒等の禁止)

第 36 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

(旅客の乗下船等)

第 37 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第 38 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

(1) 危険物積載車

(2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）

(3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 39 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

## 第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 40 条 運航管理者及び船舶所有者等は、船舶が法令に定める船舶検査を受検・合格し、運航に問題が無い状態であることを確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 41 条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者及び船舶所有者等に報告し、修復整備の措置を講じなければならない。

3 船舶所有者等は前項の報告を受けた場合、関係者に対し当該状況を通報し、乗組員が行った措置に関する検討又は修復整備を求め、運航管理者はこれを監督する。

## 第 13 章 海難その他の事故の処理等

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 42 条 船舶の運航に関わるすべての者は、事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上関係者は、陸上で取り得るあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 43 条 船長は、船舶に事故が発生したときは、まず始めに、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

3 船長は、1 項及び 2 項による措置に支障を及ぼさないことに留意しつつ、船舶所有者等へ連絡するものとする。

(運航管理者のとるべき措置)

第 44 条 運航管理者は、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講ずるとともに、安全統括管理者及び船舶所有者等へ速報しなければならない。

(船舶所有者等のとるべき措置)

第 45 条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安官署への連絡、保険会社への通報等必要な対応措置を講じなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、船舶所有者等と協力して、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 47 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 48 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 49 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに所管運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、船舶所有者等、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を行う者に対し、安全管理規程（運航基準及び事故処理基準を含み、船舶の運航に関するものに限る。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 船舶所有者等は、乗組員に対し、第 1 項に準じた教育を行わなければならない。

3 運航管理者及び船舶所有者等は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 52 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者及び船舶所有者等に報告するものとする。

(訓練)

第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて行うことができる。

(記録)

第 54 条 運航管理者及び船舶所有者等は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 55 条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上、船舶及び安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、特に陸上側の安全マネジメント態勢について、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

## 第 15 章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第 56 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準及び事故処理基準を含む。）を船舶、営業所、船舶所有者等の事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

第 57 条 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 58 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により得られた安全にかかる意見の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内に周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を(所属団体等を活用して)適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を(所属団体等を活用し)適時、外部に対して公表する。

(連絡等経由)

第 59 条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第 60 条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 4 日より実施する。

# 運 航 基 準

令和 4 年 4 月 1 日

対州海運株式会社

## 目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第 4 章 雑 則

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### (発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、港内係留埠頭沖の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

- (1) 風速が 20m/s 以上の時
- (2) 波高 4.5m 以上の時
- (3) 視程が 400m 以下の時

ただし、特別措置の対象となる危険物を閉囲された車両甲板に積載した場合は、以下の条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

- (1) 風速が 15m/s 以上の時
- (2) 波高 3.5m 以上の時
- (3) 視程が 300m 以下の時

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

- (1) 風速が 20m/s 以上の時
- (2) 波高が 4.5m 以上の時

ただし、特別措置の対象となる危険物を閉囲された車両甲板に積載した場合は、以下の条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

- (1) 風速が 15m/s 以上の時
- (2) 波高が 3.5m 以上の時

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、保船、避泊その他の適切な措置をとらなければならない。

### (通常の航行の可否判断等)

第3条 船長は、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により積載貨物の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあり、かつ旅客の安全が確保できないと認めるときは、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

- (1) 風速が 20m/s 以上の時（ただし、船首尾方向の風を除く。）
- (2) 波高が 4m以上又はうねり階級 6 以上の時
- (3) 横揺れ 20 度～25 度以上の時

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊等の措置をとらなければならない。ただし、経路の変更により目的港

への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

- (1) 風速が 20m/s 以上の時
- (2) 波高が 3.5m 以上の時

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、当直体制の強化、レーダワッチ等による厳格な見張り及び曳船等による先導等、付加的に安全措置を講ずるとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は経路変更の措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置、経路の変更措置及び協議の内容を運航管理原簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、船舶所有者等と協議して次の配置を定め、運航管理者へ報告するものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次のとおりとする。

- (1) 最微速は、速力4ノット、毎分プロペラ回転数 142rpm 翼角 7.9° とする。
- (2) 微速は、速力6ノット、毎分プロペラ回転数 142rpm 翼角 11.1° とする。
- (3) 半速は、速力8ノット、毎分プロペラ回転数 142rpm 翼角 14.4° とする。
- (4) 航海速力は、速力16ノット、毎分プロペラ回転数 188.5rpm 翼角 22° とする。

2 船長は、速力基準を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第8条 船長は、1日に1度以上は、運航管理者あて次の事項を連絡し、運航管理者は、簡潔に記録するものとする。

- (1) 現在地
- (2) 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- (3) 乗組員の員数、健康状態
- (4) その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船舶に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第9条 船長は、入港20分前までに、運航管理者に次の事項を連絡し、運航管理者は、簡潔に記録するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者は、(海運代理店業者を活用して)船長に次の事項を連絡するものとする。)

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者との連絡は、次の方法による。

- (1) 通常の場合は、当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所へ船舶電話により連絡する。
- (2) 緊急の場合は、本社又は最寄りの営業所へ緊急用無線電話又は船舶電話により連絡する。

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)200m等、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

## 第4章 雑 則

(連絡等経由)

第12条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第13条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

# 作 業 基 準（追加）

令和 4 年 4 月 1 日  
対州海運株式会社

## 目 次

第 5 章 乗下船作業

第 6 章 旅客の遵守事項等の周知

## 第5章 乗下船作業

### （乗船待ちの旅客及び車両の整理）

- 第1条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- 2 駐車場整理係員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

### （乗船準備作業）

- 第2条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸30分前、車両については離岸60分前から乗船作業を開始する。
- 2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して乗船通路を設置する。
- 3 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

### （旅客の乗船）

- 第3条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 第4条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

### （車両の積込み）

- 第5条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。
- 2 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内の車両誘導係員に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。
- 3 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位

置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

4 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第6条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅 60cm 以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m 以上の通路を 1 条以上設けること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
- (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

（離岸準備作業）

第7条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。

3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

4 船内の旅客係員は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。

5 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

- (1) 乗船旅客数及び搭載車両数

（離岸作業）

第8条 陸上作業指揮者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第9条 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻 10 分前までに綱取りその他の作業に必要な作

業員を配置する。

2 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

4 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第 10 条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第 11 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。

3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

(旅客の下船)

第 12 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け旅客の通路の設置を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

第 13 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 14 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3 陸上作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。

6 船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。

7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第 15 条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業指揮者と船内作業指揮者は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 16 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。

2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。

3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

## 第 6 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 17 条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の手扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 19 条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 高速航行中におけるシートベルトの着用
- (6) その他旅客の遵守すべき事項
  - ①下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
  - ②航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
  - ③下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

# 作 業 基 準

令和 4 年 4 月 1 日  
対州海運株式会社

## 目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 使用する固縛金具
- 第 3 章 各種車両
- 第 4 章 コンテナ等

## 車両甲板の積み付け及び固縛に関する作業基準

### 第1章（目的）

本船に積載される車両及びコンテナ並びに貨物の損傷、荷崩れ等を防止するためのラッシング要領は次のとおりとする。

### 第2章（使用する固縛金具）

- ① 1.5 トン用レバーブロック
- ② 3 トン用レバーブロック（重機用）
- ③ D リング、天井アイプレート及びクリンケル
- ④ 4～6 部のワイヤー
- ⑤ 三角形状車止め

### 第3章（各種車両）

1. 車両甲板での車両の出し入れは、博多港では前進入れ及び前進降し、厳原港では後進入れ及び後進降しを原則とする。
2. 車両のラッシング及びラッシング解除に関しては別紙のとおりとする。  
別紙1（波高及び車種別ラッシング方法）参照  
別紙2（波高及び到着港別ラッシング解除時期）参照

### 第4章（コンテナ等）

1. 青コンテナは車両に積んだ状態で本船に乗り入れ、車両甲板上でリフトにより取り降ろすこと。
2. 本船車両甲板上で取り降ろした青コンテナは、当該車両甲板の最前部に「積み付け予想図」に基づいて設置していくこと。
3. コンテナ積載スペースは通常、車両甲板最前部からC甲板への階段設置個所付近までとし白線等により車両積載スペースと区分できるようにすること。
4. 積み付けは、トリム及びヒールを勘案しながら一等航海士の指示に従って行うこと。
5. 青コンテナのラッシングは、コンテナ天井部にある前後各2ヶ所のフックから船体フレームのDリング（車両甲板床面から1mの位置）にかけてワイヤー及びレバーブロックによる胴締め（貨物船と同じ方法）とすること。
6. JRコンテナのラッシングは、コンテナ天井部にある前後各2ヶ所のフックから船体フレームのDリング（車両甲板床面から1mの位置）にかけてワイヤー及びレバーブロックによる胴締め（貨物船と同じ方法）とすること。
7. シングルコンテナは、JRコンテナ内部に積載（2本）もしくは車両積載及び産廃桶の中に積載すること。但し、積載スペースがあり且つラッシング上問題がなければ直積みもありうる。
8. パレットは通常は車両積載を原則とする。但し、直積みの可能性もある。その際は、コンテナで周りを囲むようにしてコンテナを壁代わり利用し、荷崩れを防ぐこと。

# 事 故 処 理 基 準

令和 4 年 4 月 1 日

対州海運株式会社

## 目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 事故等発生時の通報
- 第 3 章 事故の処理等
- 第 4 章 雑 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

### (事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

### (軽微な事故への準用)

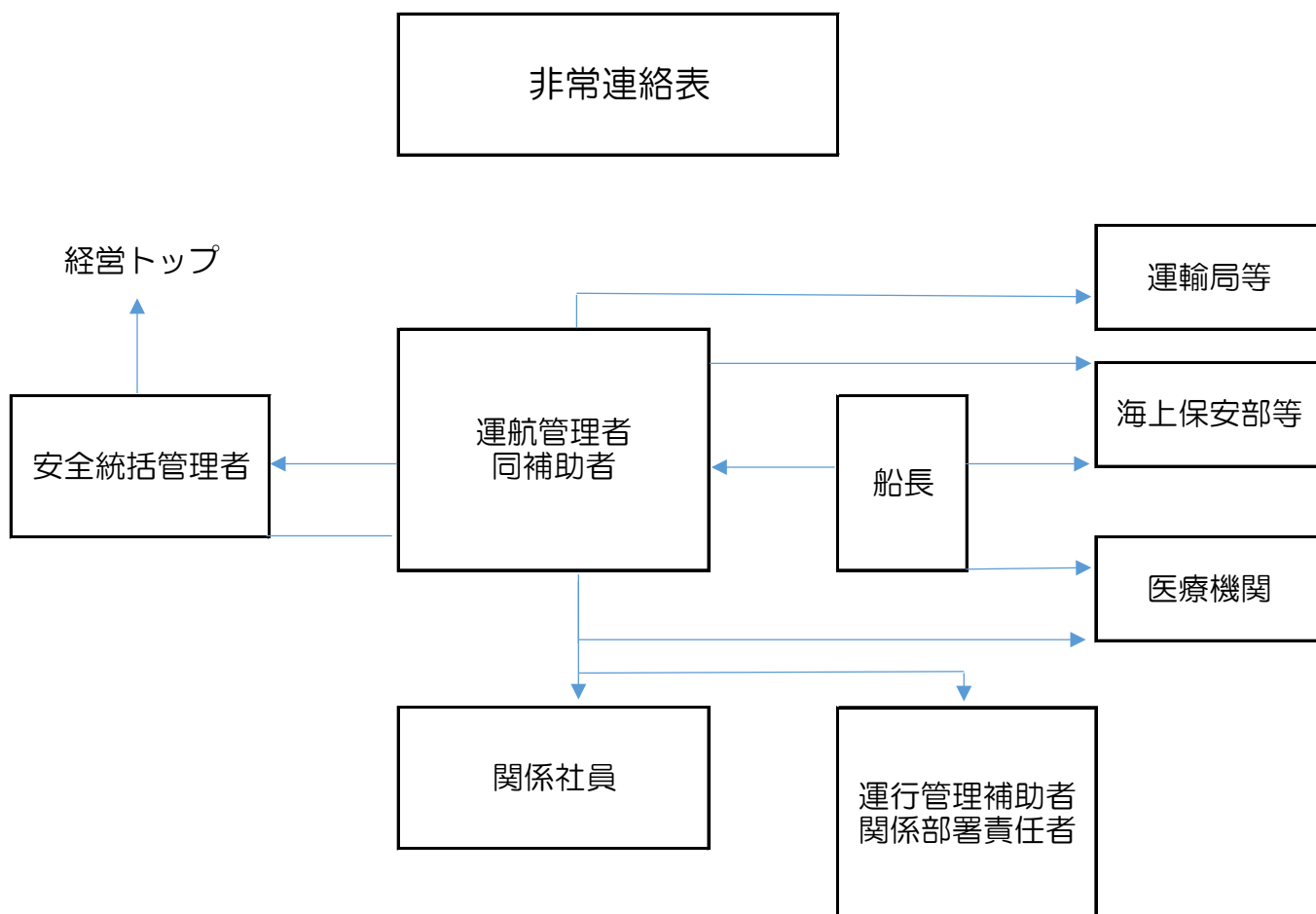
第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

### (非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の関係海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの関係海上保安官署等に行うものとする。
- 3 船長は、海上保安官署及び運航管理者との連絡に支障を及ぼさないことに留意しつつ、船舶所有者等へ連絡するものとする。
- 4 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したものから逐次、運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙等)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 5 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び関係海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

① 衝突の場合

- イ 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）
- ロ 船体、機器の損傷状況
- ハ 浸水の有無（あるときは(2)④項）
- ニ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
- ホ 自力航行の可否

ヘ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）  
――船舶衝突の場合

ト 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）――船舶衝突  
の場合

② 乗揚げの場合

イ 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変  
化、陸岸との関係等）

ロ 船体周囲の水深、底質及び付近の状況

ハ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響

ニ 船体・機器の損傷状況

ホ 浸水の有無（あるときは(2)④項）

ヘ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否

ト 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

③ 火災の場合

イ 出火場所及び火災の状況

ロ 出火原因

ハ 船体、機器の損傷状況

ニ 消火作業の状況

ホ 消火の見通し

④ 浸水の場合

イ 浸水箇所及び浸水の原因

ロ 浸水量及びその増減の程度

ハ 船体、機器の損傷状況

ニ 浸水防止作業の状況

ホ 船体に及ぼす風浪の影響

ヘ 浸水防止の見通し

ト 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

⑤ 強取、殺人傷害、暴行等の不法行為の場合

イ 事件の種類

ロ 事件発生の端緒及び経緯

ハ 被害者の氏名、被害状況等

ニ 被疑者の人数、氏名等

ホ 被疑者が凶器を所持している場合は、その防類、数量等

ヘ 措置状況

⑥ 人身事故（行方不明を除く。）の場合

イ 事故の発生状況

ロ 死傷者数又は疾病者数

ハ 発生原因

ニ 負傷又は疾病の程度

ホ 応急手当の状況

- ヘ 緊急下船の必要の有無
- ⑦ 旅客及び乗組員等の行方不明の場合
  - イ 行方不明が判明した日時及び場所
  - ロ 行方不明の日時、場所及び理由（推定）
  - ハ 行方不明者の氏名等
  - ニ 行方不明者の遺留品等
- ⑧ その他の事故の場合
  - イ 事故の状況
  - ロ 事故の原因
  - ハ 措置状況
- ⑨ インシデントの場合
  - イ インシデントの状況
  - ロ インシデントの原因
  - ハ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、人命の安全、船体、貨物の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 海難事故の場合
  - ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
  - ② 人身事故に対する早急な救護
  - ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
  - ④ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- (2) 不法事件の場合
  - ① 被害者に対する早急な救護
  - ② 不法行為者の隔離又は監視
  - ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
  - ④ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者は船舶所有者等と連携して、とるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
  - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
  - (2) 関係海上保安官署への救助要請

- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の乗組員の救護のための措置

(船舶所有者等のとるべき措置)

第8条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安官署への連絡、保険会社への通報、前条2項による連携等必要な対応措置を講じなければならない。その際、初動時における海上保安官署と船長が行う連絡を妨げないよう留意すること。

(事故処理組織)

第9条 事故処理にあたっては、船舶所有者等と連携をとるが、当社としての組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

(例) 事故処理組織表

|                                 | 職務                                                         |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 経営トップ                           | 総指揮                                                        |
| 安全統括管理者、運航管理者                   | 総指揮補佐又は総指揮                                                 |
| 救難対策班<br>班長 運航管理補助者<br>班員 関係社員  | 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。   |
| 被災者対策班<br>班長 運航管理補助者<br>班員 関係社員 | 被災者の把握、被災者の救護その他被災者対策に関すること。                               |
| 庶務対策班<br>班長 運航管理補助者<br>班員 関係社員  | 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。 |

(医療救護の連絡等)

第10条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。運航管理者はこれを支援する。

(現場の保存)

第11条 船長、運航管理者及び船舶所有者等は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品

の保存に努めなければならない。

#### 第4章 雑 則

(連絡等経由)

第12条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第13条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

# 非常連絡表（官公署連絡表・医療機関連絡表）

